

岩国市における建築基準法第12条第3項の規定により定期報告が必要な昇降機等および報告時期

	用途	対称	報告時期
(1)	エレベーター	・ 籠が住戸内のみを昇降するもの(ホームエレベーター)以外 ・ 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するもの以外	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)
(2)	エスカレーター	全てのもの	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)
(3)	小荷物専用昇降機	昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの(テーブルタイプ)以外	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)(注2)
(4)	乗用のエレベーターまたはエスカレーターで観光のためのもの	一般交通の用に供するもの以外	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)
(5)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	すべてのもの	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)
(6)	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	すべてのもの	毎年4月1日から翌年3月31日まで、 <b>1年ごと</b> (注1)

(注1) 前回の報告日より1年を経過する日が属する月の末日が提出期限となる。

(注2) 第1回目の報告については経過措置がある。内容は、防火設備の報告時期にかかる(注5)に同じ。

※なお、この報告は、対象昇降機等が設置されている建築物について、新築または改築工事の検査済証の交付を受けたときは、その建築物の検査済証交付直後の報告時期のみ免除される。